

第1回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時 令和8年8月21日（金）午後6時00分

場所 いわみざわ健康ひろば

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

報告事項

- (1) 令和7年度えみふるふぁいるに関する専門部会の報告について
- (2) 令和8年度子どもの安全と安心に関する専門部会の報告について
- (3) 障害児通所支援費の利用者負担額の見直しについて

協議事項

- (1) 保育所及び幼稚園の認定こども園移行等について

4 その他

5 閉 会

	1 開会(18:00)
	2 挨拶
会長	3 議事 それでは、議事に移ります。 本日は、報告事項が3件、協議事項が1件あります。 まず、報告事項(1)「令和7年度えみふるふぁいるに関する専門部会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、令和8年3月10日に開催した「えみふるふぁいるに関する専門部会」について、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。 資料1-1から資料1-3までは、専門部会で配布した資料です。資料1-4は、専門部会での委員のみなさんからの意見と今後の取り組みをまとめたものです。 まず、資料1-1をご覧ください。 はじめに、「えみふるふぁいるの趣旨と、これまでの取り組み」について簡単にご説明いたします。 えみふるふぁいる専門部会の設置前は、発達障がいのあるこどもの成長記録を統一的に整理する仕組みがありませんでした。そのため、進学や転校などの際に十分な引き継ぎが行われない可能性がありました。 こうした状況を受け、「発達支援ファイル」を土台とした仕組みづくりの必要性が示されていました。 「えみふるふぁいる」という名称が決まる前は、「発達支援ファイルに

事務局	関する専門部会」として、平成 29 年 10 月から平成 31 年 2 月にかけてファイルの構成や様式、配布方法などについて協議しました。 主な意見として、「全員に配布し、まずは成長記録ファイルとして使用した上で、気づきがあった際には発達支援ファイルとして活用する」といったものがありました。この考え方が、現在の「えみふるふぁいるは、発達障がいのあるこどもだけが持つものではなく、岩見沢市のすべてのこどもが持つものである」という認識の土台となっています。 全 5 回の専門部会を経て、令和元年 9 月から、「えみふるふぁいる」として対象児への配布を開始しました。その後、令和 2 年 2 月に「えみふるふぁいるに関する専門部会」を設置し、具体的な活用例やその効果、課題について毎年協議を重ね、令和 7 年 4 月には全員がファイルを持つ年代が小学 1 年生まで広がりました。 次に、資料 1-2 をご覧ください。 令和 7 年度には、全員がファイルを持つ年代が小学 1 年生まで広がったことを受け、小学校の先生方にえみふるふぁいるを周知すること、また、小学校と発達支援事業所などとの連携においてえみふるふぁいるの活用を推進すること、この 2 点を重点として、関係機関向けの説明会を充実させました。 具体的には、まず令和 7 年 5 月に、学校関係者を対象として「特別支援教育推進委員会」で説明を行いました。次に、令和 8 年 1 月には、学校と発達支援事業所を対象として「事業所と学校の交流会」で説明を行いました。さらに、令和 8 年 3 月には、発達支援事業所を対象として「事業所部会」で説明を行いました。 続いて、資料 1-3 をご覧ください。 令和 7 年度に実施したアンケートから、保護者については、「乳幼児期の所持率は上がっているものの、使用率が低い」こと、また、関係機関では、「認知度は上がっているものの、活用が少ない」ことが課題として見えてきました。 保護者も関係機関も具体的な活用の仕方が分かり、活用場面が増えることを目指して、令和 8 年度も引き続き「えみふるふぁいるの周知」と「活用の促進」について取り組んでいくことを説明しました。 続いて、資料 1-4 をご覧ください。 事務局では令和 8 年度の取り組みについて、専門部会でいただいたご意見を考慮して保護者や関係機関への啓発、学校での活用、こども家庭センターでの活用について検討しました。資料は令和 8 年度の取り組み（案）となっておりますが、すでに実施しているものも記載しております。 はじめに、保護者向けの啓発活動についてです。 委員の皆様からは、保護者に具体的な使い方のイメージが十分に伝わっ
-----	---

事務局	ていないことから、「健診の場で使用例やインタビュー動画を紹介してはどうか」との意見がありました。 これを踏まえ、1歳6か月児健診では現在の口頭説明を中心とした方法を見直し、写真を使ったパネル展示や紙芝居形式などにより、具体的な活用方法を分かりやすく紹介できる内容に更新するよう現在作成中です。 また、3歳児健診では、就園後の活用例を交えてわかりやすく説明する内容を検討しています。5歳児健診では、就学相談で活用する場面があることについて、すでに案内を始めています。 次に、認可保育所、幼稚園、認定こども園への啓発活動についてです。 委員の皆様からは、「保育者にもこどもの将来のために支援者として記録を残すという視点を持ってもらうことが大切である」との意見がありました。また、個人懇談の際に、担任から保護者へ伝えたい内容をまとめたものを渡し、ファイルに綴じてもらう方法も提案されました。 これらを踏まえ、具体的な活用方法を示したチラシを作成するとともに、「もっとつながる発達支援プロジェクト」を通じて周知していきます。 ここで、「もっとつながる発達支援プロジェクト」について、ご説明いたします。 「もっとつながる発達支援プロジェクト」は、発達の遅れや障がいのあるこどもの支援について、学習会やケース検討会、交流会などを通じて、地域の発達支援体制を充実させることを目的としたこども家庭センター独自の取り組みです。家庭、教育、福祉の相互連携を目指し、令和7年度から実施しています。「えみふるふぁいる」の啓発についても、このプロジェクトの中で随時取り組んでいるところです。 続いて、発達支援事業所への啓発活動についてです。 委員の皆様からは、「ファイルがいつ必要になるか分からないため、こどもが小さいうちから記録を積み重ねることが重要である」との意見がありました。このため、早い段階から記録を積み重ねるよう、事業所の職員から利用者に積極的に声を掛けていただきたいと考えています。 また、令和8年3月9日に開催した「事業所部会」では、「えみふるふぁいるを持っていない利用者に渡せるよう、各事業所に何部か置いておきたい」との意見がありました。 そこで、未配布の世代や転入者にも対応できるよう、発達支援事業所にファイルの在庫を備えていただく取り組みを令和8年度から開始しています。併せて、「もっとつながる発達支援プロジェクト」においても随時周知を行っています。 次に、学校への啓発活動についてです。 委員の皆様からは、「高等養護学校への入学や転籍の際に必要な成績表を紛失しているケースが多いことから、成績表を「えみふるふぁいる」
-----	---

事務局	に綴じて保管してほしい」との意見がありました。また、「より多くの教員が、えみふるふぁいるについて知る機会を設ける必要がある」との意見もありました。 これを踏まえ、これまでの特別支援教育推進委員会での周知に加え、令和8年度は校長会や教頭会にも周知の機会を広げていきます。 また、令和8年7月17日には養護教員研修講座で説明会を実施しました。このほか、現在の活用状況などに関するアンケートを実施するとともに、「もっとつながる発達支援プロジェクト」においても随時周知を行っています。さらに、未配布の世代や転入者にも対応できるよう、学校にファイルの在庫を備えていただく取り組みについても令和8年度から開始しています。 最後に、こども家庭センターでの活用についてです。 令和8年度から開始した5歳児健診では、健診の「結果のお知らせ」をファイルに綴じた上で、保護者に渡す取り組みを行っています。 また、今後は健康づくり推進課と連携し、栄養士や歯科衛生士による相談の際にもファイルを活用したいと考えています。 さらに、出生時点で病気や障がいのあるこどもについては、保健師による新生児訪問の際にファイルを配布し、早い段階からの活用を促したいと考えています。 令和8年度は、保護者に具体的な活用方法を分かりやすく伝えるとともに、保育、教育、福祉、保健の各関係機関との連携を強化してまいります。そして、こどもの成長や支援の記録が切れ目なく引き継がれるよう、えみふるふぁいるのより一層の活用を進めてまいります。 以上で、えみふるふぁいるに関する専門部会についての報告を終わります。
会長	ただいまの説明について、ご意見ございますか。 お気づきの点があればお願いします。
A委員	私が現役のときは、特別支援教育推進委員会か何かでえみふるふぁいるの概要を学んだと思うのですが、そのとき学校に戻ったら特別支援教育の担任はえみふるふぁいるのことを知っていたんですよ。みんなどのように使うか全部知っていたので素晴らしい先生方だなと思っていました。ただ、ほかの先生方はこれを全く知らなかったです。その時に私が何をしたかということ、全員にファイルを配りました。 当時はもらったのか、印刷して配ったのかちょっと記憶にないのですが、そういうことをしていたのに、この資料を見たら多くの教員にえみふるふぁいるを知る機会があった方が良くあります。逆に言うと、まだ知らない人がいるんですか。誰ですかとは言わないですが。 中学校の教員はなかなか難しいかなと思うけれども、小学校の教員が知

A委員	らないというのは許されないと思う。とりあえず、この人たちにはえみふるふぁいるを配る。そういう取り組みが必要ではないかな。 もう7年経っていて多くの教員が知る機会があった方が良いつていのは何を言っているのよつていのが正直なところだす。 それとファイルの普及については、保護者は76%が「持っている」、関係機関では79%が「知っている」となっているのだ、当初の目的は達成しつつあるのかなと思ひます。だから、もっともっと活用できるように頑張ってもらいたいなと思ひます。
事務局	学校の教員が知らないのはどういふことかというご意見をいただいたのですが、転勤などで異動されてきたため知らないという教員もいらっしやるかと思ひます。 そういった特別支援に携わる先生以外の方にも知っていただけるような取り組みをこれからも続けてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。
会長	そのほか、何かご意見、ご質問等がありますか。
B委員	資料1-4に保護者向けの事務局提案のところですが、使用例やインタビュー動画をという話が委員の意見で出たんですけども、そこまで作るのは難しいということでしょうか。
事務局	健診会場で動画を流すのが難しいのが現状です。
B委員	私のイメージとしてはQRコードなどがあって、それをスマホで読めば見れるようなものを想像していました。
事務局	えみふるふぁいるはこういうものですよ、こういう活用方法がありますというものを具体例として示していくようなものは、今後考えていけるのかなと思ひています。 健診会場にて集団で受診されている方に動画を流して説明するというイメージを担当者はしており、その内容だと会場的に実施は難しいため、えみふるふぁいるをお配りする時にファイルの活用について紙芝居の形で周知をするということにしています。
B委員	わかりました。私は個人で見られるものをイメージしていたので、発言をさせていただきました。 もう1点、事業所や学校の検討事項には、在庫を預けておくという記載がされています。これはもう既にされているということなのですね。 保育所等からファイルをもらった人が、なぜファイルが必要かということがわかるよう、説明が書かれたものを一緒に配布するなどされているのですか。
事務局	事業所等の方には活用のチラシなども一緒に綴じた状態で配布しております。
B委員	資料1-3に記載されているものですか。

事務局	はい。そのほか、いろいろなシートがあり、それぞれのシートの使い方や使用例も入っています。
C委員	保護者や認定こども園、事業所、学校に対して啓発することが今年度の1つの大きな柱ということだと思うのですが、聞いてみたいと思ったのは、記録を残していく方たちがえみふるふぁいるを使いやすいと感じているのかどうかです。使ってみて、その使用感とかそういうことも聞いておくとその後の改良に大きく役立つのではないかなと思います。 記録についてはお配りしたものをということなのかもしれませんが、ファイルを活用して記録を残していく側としては一体何を残したらいいのだろうかといったご意見もあると、もうちょっと思い勝手のいいものになるのではないかなと思いました。
事務局	ありがとうございます。
会長	そのほか、ご意見等いかがでしょうか。
D委員	使用感のところについて、私も実際に岩見沢市に来たときから使っているのですが、最初は下の子の検査に来たときにファイルを渡されて、検査内容や今日話した内容を書いてくださいと言われ、何もわからずに書いたんですけど、学年が進んでいろいろな方と面談を重ねていくときは、過去に振り返って見て説明をすることができるので、それはすごく便利だなと思いました。 ただ、えみふるふぁいるの内容と母子健康手帳の内容が重なる部分が結構多いです。途中から転入して途中から書いているというのがあるのですが、二重に書かないといけなかったりするものが少し大変です。 また、ファイルが結構大きくて、いろんなものを挟んでいくと面談などの時にファイル自体を持っていくというのが少し億劫になってしまうところがありますので、必要なものだけを抜粋して持っていくような形で使用しています。 大事な書類を一つにまとめて保管し、時系列に沿っていつでも見られるというところが良いところですし、紛失しにくくなったというのが使用していてよかったなと思っています。
E委員	2冊目を渡した人がいます。 No.2と書いてくださいと言って渡しました。
会長	長く使用されている方も出てきていますので、確かにご意見を聴取するという機会があるといいかもしれないですね。
事務局	ありがとうございます。
会長	それでは、ほかになれば次の進みたいと思いますが、よろしいですか。次は報告事項(2)です。 「令和8年度子どもの安全と安心する専門部会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、報告事項（２）「令和８年度子どもの安全と安心に関する専門部会の報告について」、説明いたします。資料２をご覧ください。 資料左側上段の「１．子どもの体験活動事業補助金について」には、補助金の概要について記載しております。 本補助金は、将来を担うこどもたちが、体験活動を通して仲間や地域の人と楽しく幸せな時間を過ごし、豊かな人間性や社会性を身につけ、また、どの家庭も地域の中で孤立することなく安心して過ごせる機会をつくることを目指し、こどもの体験活動を実施する団体及びグループに補助金を交付する事業となっております。 子どもの安全と安心に関する専門部会では、令和２年度より実施している「子どもの体験活動事業」を行う団体等の審査・選定を行っていただき、採択団体等に補助金を交付しております。 補助対象事業は、小学生から中学生までのこどもを対象とし、自由に過ごせる体験活動を提供するもので、年２回以上、１回当たりおおむね２時間以上活動するなどの条件を設けています。 補助対象者は、市内で子育て支援及び青少年育成の活動をしているか、活動を予定している団体または３人以上のグループとしております。 補助対象額は、１事業当たり１０万円を限度とし、令和８年度の予算額は４０万円です。 次に、資料右側上段の「２．本補助金の取扱いについて」を記載しております。 これまで、令和２年度より実施してきました本事業は本年度をもって終了することといたしました。そのため、本年度は新規団体の募集を行わず、昨年度採択された補助金交付２年目以下の団体のみ応募を受け付け、専門部会にて審査・採択する形としております。 なお、令和９年度以降は、各活動団体のニーズに即した「周知や協力等の後方支援」へと支援のあり方を転換しまして、新たな支援策については専門部会においてご意見を伺いながら検討を進めたいと考えております。 続いて、「３．専門部会の開催結果について」をご覧ください。 ここでは、今年度２回開催した専門部会の結果を記載しております。 実施団体の募集は、市ホームページと広報いわみざわ５月号において、５月１日から５月１５日の期間で行いましたが、募集にあたり、第１回専門部会において募集要項（案）や審査実施要領（案）について審議をいただいております。 第２回専門部会では、募集期間に応募のあった２団体について審査・選定をいただき、補助金額を決定しております。 審査にあたっては、出来るだけ広い範囲で活動をする予定であるか、活動の地域が限定されていないか、本補助金終了後も持続可能性はあるか、
-----	--

事務局	などのポイントを踏まえながら審議をいただきました。2 団体とも申請額は 10 万円であり、補助金額についても 10 万円で採択しております。 続いて、資料下段の「4. 応募団体審査結果」をご覧ください。 今年度の応募団体の審査結果を記載しております。採択団体は記載の 2 団体です。 まず、1 位の「みその子ども、わくわく体験事業」は補助 3 年目の団体です。小学生が、新しい時代に必要となる資質・能力を身につけたり、いじめや不登校を未然に防ぐため、学校・地域・こどもが一体となった事業を展開し、「地域ぐるみでこどもを育てる」意識を醸成することを目的に取組を実施しています。 次に、2 位の「夏祭り・焼芋大会事業」についても補助 3 年目の団体です。北真小学校と同校グラウンドを活動場所として予定しており、8 月に夏祭り、10 月下旬～11 月上旬に焼芋大会を実施することを通じて、こどもたちと地域の方々との交流の場を提供する取組を実施することとしております。 資料 2 についての説明は以上となります。
会長	ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。 今年度で事業は終了ということで、昨年度から継続している 2 団体のみ採択となっております。 ご意見等がなければ、次に進みたいと思います。 それでは、次に報告事項 (3) になります。 「障害児通所支援費の利用者負担額の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料 3-1 をご覧ください。 はじめに、障害児通所支援の制度概要についてご説明いたします。 児童発達支援は、発達を促すための支援を必要とする 0 歳から 5 歳の未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。 放課後等デイサービスは、支援を必要とする 6 歳から 18 歳までの障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うサービスです。 対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、医療的ケア児のほか、乳幼児健診で療育の必要性が認められた方やこどもの状況や支援の必要性を医師や学校長等が記載した意見書などをもとに、サービスの支援が必要と判断した方になります。 国の利用者負担額の考え方は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の利用者負担額は 0 円です。 課税世帯は原則 1 割負担ですが、児童発達支援はこどもの数に応じてさ

事務局	らに負担軽減が図られており、0～2歳では第2子が5%負担、第3子が無償となっており、3～5歳は一律無償となっております。一方、放課後等デイサービスは一律1割負担です。 この利用者負担額には、課税状況に応じた負担上限月額が設定されており、上限額を超えた利用は全額公費負担となります。 次に、利用者負担額（独自減免）についてご説明します。 当市では早期療育の推進、子育て支援の強化、サービス基盤の整備促進を目的として、平成26年度から独自に減免を行い、国が利用者負担を求めるすべての世帯の利用者負担を無償としてきました。 この取り組みにより、幼い頃からのサービス利用が促進され、早期に必要な支援が受けられる環境が整備されました。 また、事業所数も4か所から21か所まで増えており、利用者が事業所を選択できる環境となり、減免の目的である早期療育の推進、子育て支援の強化、サービス基盤の整備促進を達成することができたと考えております。 続いて、資料3-2をご覧ください。 こちらは、独自減免を開始した平成26年度から令和6年度までの障害児通所支援費の推移を示す資料です。 中段の表の番号1の障害児通所給付費をご覧ください。 平成26年度には約5,400万円の事業費が、令和6年度には約6億3,500万円となり、10年間で約5.8億円増加しました。 番号2の市の独自減免額も同様に、平成26年度は約290万円でしたが、令和6年度には約1,300万円に増加しています。 番号3の利用者の実人数も、平成26年度には208人でしたが、令和6年度には538人となり、約2.5倍に増加しています。 一方で、番号4の0～18歳の子ども数は12,615人から9,410人となり、約25%減少しています。 利用料の独自減免を開始したことにより、早期療育が推進され、子育て支援の強化につながったと説明いたしましたが、結果として利用者数の増加とともに、給付費と市の独自減免額が大幅に増加しました。 そのため、独自減免のあり方につきましては、これまでも見直しが必要な課題として捉えており、検討を重ねてきたところです。今後においても持続可能な制度とするため、「急激な財政負担の増加」と「制度開始から10年以上が経過し、改めて利用者負担の適正化」という2つの観点から、見直しを行いました。 資料3-3をご覧ください。 こちらは、利用者負担額の独自減免の見直し案です。 2つの観点から見直しを行った結果、公費負担が大きく増加しているこ
-----	--

事務局	とから、公費負担の適正化を図り、持続可能な事業実施を目指すため、利用者負担額の独自減免の見直しを行いました。すべての利用者に対して無償で提供することは、長期的には事業の継続性を脅かす可能性があります。そのため、公費負担の適正化を図り、事業の継続性を図るため、国の基準通りの1割の利用者負担を求めることとしました。 具体的な見直し内容を説明します。 資料中段右側の見直し案をご覧ください。 まず、0～2歳の乳幼児が利用する児童発達支援については、独自減免を継続します。 次に、6～18歳の小学生から高校生までが利用する放課後等デイサービスについては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの手帳を所持している児童及び医療的ケア児に限り、独自減免を継続し、その他の児童については国の基準どおり1割の利用者負担を求めることとします。 この見直し案の理由ですが、児童発達支援を利用する3～5歳については国の基準で無償となっており、0～2歳も独自減免を継続することにより、利用者負担額の支払いが早期療育の活用の妨げにならないようにしたいと考えました。 次に、放課後等デイサービスについては、国の基準では一律に1割の利用者負担を求めています。障がい者手帳を有する児童や医療的ケア児については、無償化を継続し利用しやすい環境を維持していくことが重要と考えました。 今回の見直しは、一律的な削減ではなく、3手帳所持者などの支援を優先的に確保しながら、事業の継続を図るものです。 次に、利用者負担額の見直しの実施時期についてです。 今後、各団体等への協議・報告を終えてから、利用者への周知期間を1年以上設ける予定です。 サービスの利用にあたっては年間を通じた療育計画を作成するため、令和8年度中に利用者へ周知を行わなければ、令和9年度の療育計画作成に支障が生じます。 以上の理由から、令和9年10月から見直しを実施する予定です。 なお、利用者全員への周知は令和8年10月に行う予定です。 また、今回の見直しにより独自減免の対象外になる方には、令和8年11月からの新規申請分及び更新分の受給者証や決定通知に、令和9年10月から独自減免が廃止されることを明記する予定です。 以上で、障害児通所支援費の利用者負担額（独自減免）の見直しについての説明を終わります。
会長	それでは、ただいまの説明についてご質問等ございますか。

E 委員	障がい者手帳の駆け込み取得の人が出てくると思いますが、最低限どの時期までに取得していると間に合いますか。
事務局	今回の見直しに当たっては、周知期間を一年間と考えております。 例えば、児童発達支援の場合は利用する前月までに変更が必要となっておりますので、利用者負担額が生じる人で手帳を所得したいということであれば、令和 9 年 9 月までに取得していただくことになります。
E 委員	結局、療育手帳については児童相談所に判定が集中することになりますよね。児童相談所ではほかの判定もある。保護者にも取得する意思があるのかという話からしないといけない。それを来年 9 月までに取得してもらうということですか。
事務局	繰り返しになってしまいますが、そのために一年ほど期間を設けさせていただき、準備をしていただきたいと考えております。
会長	そのほか、いかがでしょう。
F 委員	減免の対象が 3 手帳及び医療的ケア児に限った場合、それぞれの対象者がどの程度いるのかを把握されているのか。また、それによってどれぐらいのマイナスが抑えられるようになるのか。それぞれ見込みがあれば知りたいなと思います。
事務局	今回の見直しの影響により自己負担が生じる方は、令和 8 年 4 月時点で 178 人です。毎年、所得の状況により変動しますので一概には言えませんが、現在の状況が続いた場合は 178 人となります。また、市独自減免額 1,300 万円に対する影響額としては、約 800 万円の減額を見込んでおります。 先ほどお話が出ましたが、今後手帳を取得する方もいらっしゃるかもしれませんが、影響額も変動してくると思います。
F 委員	もう一点よろしいですか。 例えば、その 178 名が影響を受けるとなったとき、この人たちが困らないために「こんなフォローをした方がいいよ」、「こういうことを紹介した方がいいよ」などがあれば教えていただければと思います。 もしかしたら学校の先生が相談を受けるケースがあるのかなと思いますし、お金が掛かるのであれば行く回数を減らさなければいけないとか、全く行かないようにするという家庭もあるかもしれない。そうすると困る家庭も出てくると思いますので、そういった家庭に対してどのようなフォローをしたら良いというのがあれば教えてください。
事務局	学校側にも影響が出てくるのではというお話ですね。 今後、校長会や教頭会でも見直しについて説明させていただくことを予定しております。また、お金が掛かるのであればと考えるご家庭は少なからずいらっしゃるのかなと思っておりますので、その場合はこども家庭センターにご相談いただくよう伝えていければと考えております。

E 委員	とりあえず、手帳の取得を迷っている親御さんにはこの際、取得しませんかと言ってもらっても良いのではないかと思います。 大体の場合、特別支援高等学校を使うときになって初めて手帳が必要になるという方が大勢いらっしゃると思います。だからまだ良いかと思っている人が結構いるんです。そういう人たちにも前倒しで手帳取得しませんかって言っていただくのが一つの解決策かなと思っています。 それで駆け込みの人が少しは減るので、その分だけでも緩和されると思います。
会長	そのほか、いかがでしょうか。
G 委員	178 人すべてが手帳取得に来るとは限らないというお話ですが、仮に全員だとすると年間の手帳取得数の約半数に匹敵する数ということで、おそらく一年間では捌ききれないと思います。 何か経過措置のような対応はできないかということで、先日事務局の方とお話させていただいたと思いますが、経過措置について実施する予定はどのような状況でしょうか。
事務局	それも含めて現在検討しているところです。 児童相談所も含めて関係機関からのご意見をいただきながら、最終的にどのような方向性で実施するかは9～10月には決定させていただき、その後利用者の皆様に通知するという形になります。 178人全員ということはないかと思いますが、児童相談所の判定状況については先日お伺いしておりますので、その内容も踏まえて検討したいと考えております。
E 委員	手帳取得のためにはいきなり判定にはいけなくて、診断から行かなければならない子もいます。そうなると予約との兼ね合いもあるので、そこを考えてもタイムリミットがあります。私も児童相談所の捌きが間に合わないだろうと十分予想はついていたので、そこが大丈夫なのかというのは気にしています。 例えば、いつ予約を入れてありますということで見なしで対応してもらえるのかなど、その辺りを検討しなければならないのかなと思いました。
事務局	児童相談所の判定を受けたという手帳取得の前段階というのは事務局としても認めるかどうかを検討しているところです。
E 委員	児童相談所は手帳のための判定だけをやっているわけではないです。子どもによっては検査は非常に手間がかかりますので、捌ききれないと思っています。 やはり児童相談所で検査を終えていてスムーズに行く子も、そこまで至らない子も出てくる可能性が十分にあるということを考えながら進めてもらいたい。
会長	それでは1年という期間ではちょっと短いということですか。

E 委員	その可能性はあります。 例えば、中学3年生までに手帳を取っておきたいという子は、中学2年生の時期に相談してねという感じで説明しています。中学3年生になってからだと間に合うか微妙かもしれないことがあるので、それぐらい時間に余裕を見えています。 なので、例えば診断までは行っているけれども判定待ちという場合に、そういう意見書があれば良いというのであれば、いくらでも書きます。
会長	来年の10月ということですが、もう少し長く期間を取った方が良いのではないかというご意見ですね。
E 委員	財政的に大変というのはすごくよくわかるので、見直しを始めるのはいつでも良いですが、なかなかそこにぴったり入りきらないこどもたちをどうしていくかという案を考えていました。
G 委員	児童相談所で178人と仮定して、手帳を取得しに来る方をどれくらい捌けるかという数字を出したんですけれども、1年待ちになってしまう方も出てきます。 そうすると、どうして予約できないんだとか、お金がかかるから急いでいるのにといったクレームが児童相談所に来てしまうのではないかなという心配をしています。
事務局	本会議においてご意見をいただいた内容については、今後内部で検討させていただいて、最終的にどのような形で実施していくかを決めてまいりたいと考えております。
C 委員	根本的な話として、今の178人というのは市独自の減免を無くすと当てはまる人ということですよ。 今議論になっているのは、178人全員が手帳を取得しに行ったら児童相談所はパンクするよという話ですが、むしろ178人が手帳を取得するのであれば、この減免の規定を変える意味はなくなるのではないのでしょうか。
事務局	178人全員が取得しようとするかはわかりません。 また、この178人が手帳を取得できる障がい程度なのかというところも現時点では把握しておりません。
C 委員	そうであれば、意味がなくなることもあり得るのではないかと思います。 もう1つ私が言いたいのは、現在は放課後等デイサービスをすべて無償にしていますが、そうするとその質はどうなのか。その質を問いながら、同時に利用者負担の減免も考えていかないと、結局178人分の軽減ができるかと思ったら、結局できないということも考えられます。 では今度はどうやって減免していくかですが、何のために減免するかといえ、こどもたちにいろいろな質の高いサービスを提供するというのが一つの目的のはずです。なのに、ただ行くことだけを保障することにな

C委員	っていないだろうかと。そうすると、今度は次の手立てを考えていかなければいけないのではないかという提案、意見です。
E委員	こどもの育ちに心配なことがあって、自分も働いているから、放課後等デイサービスや日中一時支援を使わせてほしい言っている人を見ます。児童館や放課後児童クラブも使えるけれども放課後等デイサービスを使わせてほしいと。 そういう中、手帳を取得するほどではないと言われる子の保護者の方々にはどうするか考えていただく機会があっても良いのかなと現場の担当者としては思います。なので、そういう子たちの中には放課後等デイサービスはもうやめましょうかという子が出てくるかもしれません。また、ほとんど通えないでいるとか、通わないでいる子たちについてもやめましょうというのが推進されるかもしれません。 そう考えると178人全員が手帳取得には至らないと思われるので、多少の軽減はできると私は思います。しかし、すべて軽減されるとは思えません。現在も手帳を取得しますか、どうしますかと聞いているけれど保留している人も複数いらっしゃるの、蓋を開けてみないとどのような感じになるかわかりませんが、少なくとも手帳を取得できる子には取らせてあげることも大切だし、そのためのサービスを提供しているかということとはとても大事です。 放課後等デイサービスの質に関しては、人数が多くなれば質も荒くなるだろうということは予想できますが、利用者数とは関係ないところで質が心配だと思うケースがあります。質をどう担保するかということについては、改めて別の視点からも考えていかなければならないと思います。
会長	ありがとうございます。
H委員	178人とありますが、当施設でも放課後等デイサービスを使っている子がいます。何年か前までは二重措置になるということで、入所児童は使えなかったです。私の感覚では、養育と療育は違うのになと思っていました。 私たちは養育の方ですが、療育を必要とするお子さんも一定数います。E委員がおっしゃっていましたが、施設だと本当に高等養護学校に行くときに児童相談所などへ手帳の申請を出すんです。それまでは特段サービスを使うこともないので、そこに合わせて手帳を取得します。当施設でも現在だと3人くらいいるのですが、そのまま行くと入所施設なので使えなくなってしまいます。手帳を取得しないとお金の出どころがなくなってしまうので。 そう考えると、やはりこの制度自体は本当に必要としているこどもにどう届けるかという観点を持ちたいなと思います。こちらは使う側からですが、一生懸命やっていない事業所とかはないと思いますけれども、そういうところもどうやって見極めていくかというのは難しいけど必要ではな

H委員	いかと思います。事業所はとても増えましたよね。何年か前まではあまりなかったですが、小学校に迎えが必要な子が施設にもいますので、事業所の方が車で迎えに来てというのが増えています。岩見沢市ではそういうサービスが使えますよというのはすごく良いと思うので、それをどう届けるかというのは少し議論が必要なのかなと思っています。
会長	ありがとうございます。
事務局	施設に入居されている方につきましてはもともと利用者負担額は 0 円で、手帳を持っていなくても負担額は変わりませんので、今までどおりと考えています。
H委員	施設に入所していない子は負担額が変わってくるわけですね。
事務局	はい。
I 委員	当施設では幼稚園児がたくさんいて、年長の中でも事業所を利用させていただいている子がとても多くなってきたなというのを感じています。 ここで懸念されるのは、年長のこどもたちが小学校に上がるときにさでどうしようというところで、お預かりしているこどもたちの保護者の方々がとても迷う選択をしなければいけないところだと思います。皆さんおっしゃっていたように、やはり必要な人がやめることになってしまうのではないかという心配と、選択を悩んだご家庭がどなたに相談したら良いのかということです。 先ほど通知を送りますというお話はあったのですが、通知が届いたときに保護者の方が事業所に相談したら良いのか、幼稚園に相談したら良いのか、こども家庭センターに相談したら良いのか、とても迷われるのではないかと思いますので、例えば、事業所の方が積極的に声を掛けるのか、幼稚園に相談があれば聞いてほしいが悩んだ時にはこども家庭センターに繋いでほしいですとか、そういった流れも作っていただけると良いなと思います。 実際に卒園するとき、お仕事をされているご家庭のお子さんが事業所に通っている場合、児童館に行くより放課後等デイサービスに行く方が安心できるという声をととても多く聞きます。3月31日まで幼稚園に行って、4月1日からは児童館に通うことにととても不安を持っている方が多いです。年長の卒園間近になって、やっぱり事業所に通いますという判断をされる方もいらっしゃるの、そういう面でご家庭が困らず、本当に必要な人が受けられると良いなと思いました。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。 事務局としましては、対象となるご家庭については金銭的な負担も含めていろいろな負担があらうかと思いますので、まずはこども家庭センターにご相談くださいという内容を通知に記載することを予定しております。

事務局	また、現在児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用されているご家庭には相談支援員がついており、相談支援員の方々にも説明会などを通じて相談対応の協力をお願いもしております。
G委員	こちらの事情で申し訳ないのですが、手帳の新規取得に来られる方というのは、児童相談所に来たことがない方ですので、成育歴から聴取して生活状況も確認します。また、今まで手帳を取得しようと思わなかった方ということはそれほど障害が重くない方なので、児童相談所の検査以外の各種検査もしなければならないということになります。ですので、職員の担当する時間が非常に掛かります。 それと合わせて、E委員がおっしゃっていましたが、IQが高く出たら診断名がないと手帳を差し上げられないことになります。そうすると今後は病院を受診することになります。 病院の予約がいっぱいできないとか、忙しいのにそもそも児童相談所の予約が取れないといった苦情については、児童相談所が引き受けなければならないのか、そういった相談窓口やクレーム対応窓口というのは市の方で対応してくださるのでしょうか。
事務局	対象となるご家庭の相談窓口はこども家庭センターになります。そのようなお話があれば、まずはこども家庭センターにご相談いただくことになります。
会長	ありがとうございます。 さまざまなご意見をいただいておりますが、最終的にこのまま決定ということではないですか。
事務局	はい。まだ決定ではないです。
会長	今後また検討されるということですね。わかりました。ありがとうございます。 それでは、報告事項についてはこれで以上とさせていただきます。 続いて、協議事項に移ります。 協議事項（1）「保育所及び幼稚園の認定こども園移行等について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、保育所及び幼稚園の認定こども園移行についてご説明いたします。 駒沢幼稚園、みその保育園、志文保育園、みどり保育園につきまして、令和9年4月1日から認定こども園への移行について、園から市に申し出がございました。資料4-1をご覧ください。 上段に、4園についての概要を記載しております。現類型、施設名、所在地、設置者は記載のとおりです。移行種類は駒沢幼稚園が幼稚園型認定こども園へ、3か所の保育園は保育所型認定こども園に、移行年月日は令和9年4月1日付を希望しています。

事務局	次に、下段の利用定員につきましては、認定こども園移行にあたっての定員を記載しております。 みその保育園、志文保育園、みどり保育園につきましては、全体の定員は 60 人と変更せず、みその保育園及び志文保育園は、1 号認定児童を 6 人とし、みどり保育園は 1 号認定児童を 9 人へ変更しております。 駒沢幼稚園につきましては、全体の利用定員を 120 人から 105 人と変更し、うち 30 人を 2 号認定児童と変更しております。令和 9 年度につきましては、駒沢幼稚園の新 2 号認定児童を 2 号認定へ移行予定であるため、令和 9 年 4 月の入所調整において他園からの受入れは行いません。 次に駒沢幼稚園の利用定員変更について、要件を満たしているかを確認いたしました。資料 4-2 をご覧ください。 要件といたしましては、3 点ございます。 1 点目は、令和 8 年度の入所児童数見込が、変更後の定員の 120%を超えていないこと。2 点目は、令和 8 年 4 月 1 日の入所児童数が変更後の定員を超えていないこと。3 点目は、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の需要と供給の均衡が崩れていないことについてです。 利用定員減少の要件①にて、1 点目の要件について記載しております。 駒沢幼稚園の変更後の定員の 120%は、126 人となっております。令和 8 年度の入所児童数見込につきましては、令和 5 年度から令和 7 年度の実績による減少率を考慮し算出しており、112 人となっておりますので、126 人を超えていません。 利用定員減少の要件②にて、2 点目の要件について記載しております。駒沢幼稚園の令和 8 年 4 月 1 日の入所児童数は 95 人となっており、変更後の定員 105 人を超えていません。 駒沢幼稚園は利用定員減少の要件①②をクリアしております。 利用定員減少の要件③にて、3 点目の要件である子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の需要と供給の均衡が崩れていないことについて記載しておりますが、こちらは、次にご説明する認定こども園への移行要件と重複いたしますので割愛させていただきます。 次に、今回の認定こども園移行の是非を判断する上で、移行に係る要件を満たしているかを確認いたしました。資料 4-3 をご覧ください。 移行の要件といたしましては、2 点ございます。 1 点目は、北海道の定める認定こども園移行の基準を充足しているか。2 点目は、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策が供給過多となっていないかについてです。 ①北海道の定める基準の充足確認をご覧ください。 認定こども園への移行にあたって、北海道の定める基準を充足している
-----	--

事務局	かの確認を行った結果でございます。 1日の開所時間及び年間の開所日数、子育て支援事業の実施の有無、園舎・保育室等の面積要件、屋外遊技場の面積要件、給食提供体制、職員配置のいずれにつきましても、基準を充足しております。 次に、②計画における量の見込みと確保方策をご覧ください。 左側の現行の計画では、令和8年度に岩見沢めぐみ幼稚園が認定こども園へ移行したことにより、量の見込みを上回る提供体制が確保できております。 右側の表は、4園が認定こども園へ移行した場合です。確保の方策が、1号の教育分で12名減少、2号の教育分が12名減少となっておりますが、量の見込みを上回る提供体制は確保できることとなります。 資料左下の事務局の方針案といたしましては、駒沢幼稚園の利用定員変更及び4園の認定こども園移行は、要件を全て満たしていることから、令和9年4月1日付けで認定こども園への移行等を承認することとさせていただきます。 最後に、資料右下の今後の流れにつきましては、令和8年11月末までに各園から北海道へ認可申請を行い、令和9年3月に北海道から園へ認可通知がある予定です。その上で、令和9年4月1日より認定こども園へ移行し、運営を開始することになります。 保育所及び幼稚園の認定こども園移行等に係る協議事項の説明は以上です。
会長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
H委員	事務局から説明のあったとおり、要件をすべて満たしているということですので、特段異論はありません。
会長	ほかに気になる点等ございますか。 要件をすべて満たしているということですが、皆さんよろしいですか。 ほかにご意見等がなければ、協議事項（1）について承認することといたしますが、よろしいでしょうか。それでは承認いたします。 以上で予定されていた協議事項はすべて終了となります。 そのほか、皆さんから情報共有する事項はありませんか。 なければ、本日の議事は以上で終わります。 議事を事務局にお返しいたします。
事務局	4 その他 皆様から連絡事項等はございませんか。
J委員	1つよろしいですか。あそびの広場についてですが、広場の中にはものすごく人気のあるトラックがあります。そのトラックがかなりボロボロらしく、シフトレバーやウインカーのレバーなどもうまく動かなくなっているようです。

J 委員	大人気だということで、予算も大変な中だとは思いますが、少しメンテナンスをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。
事務局	あそびの広場の一角に黄色いトラックを置いており、10 年が経過しました。10 年前の開設当初から大人気で、とても長い列ができるということも承知しており、できる限りの補修を行ってきているところです。 シフトレバーやウインカーの部分などの動かす部分を操作するのがお子さんたちはすごく楽しいのだと思うのですが、楽しいがためにガチャガチャ動かして壊れてしまっている状況です。可能な限り対応したいと思います。 代替案として、新たな軽トラックと入れ替えようかと考えたこともありますが、現在は遊び場にトラックをそのまま設置するのは法律上認められないということになっており、新規に同じものを設置は難しい状況です。ただ、シートの劣化などはカバーをかけ直したり、できる補修は頑張っているところです。現状は承知しております。
J 委員	全部入れ替えるとか、そこまでは思っていないです。メンテナンスでどうにかならないものなのかなということなんです。
E 委員	パーツを持ってきて、取り替えられたらいいですね。
J 委員	どこかに素敵な業者さんがいて、プレゼントしてくれるといいですよ。メンテナンスも含めて。
E 委員	直したいのでクラファンやりましょうって言ったら、集まるかもしれませんね。
事務局	そういったお声があるのは本日承りましたので、できる範囲で検討させていただきます。
E 委員	修理屋さんとかに聞いてみましようか。
J 委員	今ある本体はそのまま置いていて大丈夫ですよ。
事務局	法律が変わる前に設置したものですので問題ありません。 今入れ替えようとする、ボーネルンドなどで出しているトラック型の遊具を置く形になってしまいます。令和 6 年度にこども未来課ができたときに確認してみたのですが、高い壁が存在することを把握したところです。
E 委員	直す分には良いわけですよ。
事務局	はい。結構古い軽トラックなので、同じ部品を探さないといけないという話になります。
E 委員	なるほど。ウインカーのレバーが動くようになれば良いんですよ。 ちょっとお話を聞かせてもらって、最低限どこがどうなれば良いかが分かれば手があるかもしれない。
A 委員	あの軽トラックは私の娘も使ったことがあります。大変楽しいものなので、新しくしてもすぐ壊れますよ。こどもたちの使い方を見ていたら。

E委員	だから、壊れたら直せるようにすれば良いのですよ。壊れた時に直しやすくできれば。基本的にはこどもに使わせるもののデザインで活用するのが望ましい。何かアイデアないかなと思います。できないよりできる方法がないかなと癖なので考えてしまいます。
会長	そういったお声があるということですので、ご検討ください。
事務局	しっかり受けとめました。ありがとうございます。
	5 閉会(19:30)